

第139回定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

事業報告

連結注記表

個別注記表

第139期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）

株式会社西島製作所

事業報告の「新株予約権等の状況」及び「業務の適正を確保するための体制」並びに連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」・「連結注記表」及び計算書類の「株主資本等変動計算書」・「個別注記表」につきましては、法令及び定款の定めに基づきインターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.torishima.co.jp>）に掲載することで株主の皆様提供しております。

新株予約権等の状況

① 当事業年度末日における新株予約権の状況

名称 (決議日)	新株予約権 の数	目的となる 株式の数	発行価額	権利行使 価額	行使の 条件	権利行使期間
第1回新株予約権 (2008年9月18日)	31個	普通株式 3,100株	1個当たり 100円	1株当たり 1円	(注)1	2008年9月20日から 2038年9月19日まで
第2回新株予約権 (2009年7月16日)	51個	普通株式 5,100株	1個当たり 100円	1株当たり 1円	(注)1	2009年7月18日から 2039年7月17日まで
第3回新株予約権 (2010年7月16日)	69個	普通株式 6,900株	1個当たり 100円	1株当たり 1円	(注)1	2010年7月21日から 2040年7月20日まで
第4回新株予約権 (2011年7月15日)	88個	普通株式 8,800株	1個当たり 100円	1株当たり 1円	(注)1	2011年7月20日から 2041年7月19日まで
第5回新株予約権 (2012年7月13日)	135個	普通株式 13,500株	1個当たり 100円	1株当たり 1円	(注)1	2012年7月20日から 2042年7月19日まで
第6回新株予約権 (2013年7月12日)	138個	普通株式 13,800株	1個当たり 100円	1株当たり 1円	(注)1	2013年7月19日から 2043年7月18日まで
第7回新株予約権 (2014年7月14日)	109個	普通株式 10,900株	1個当たり 100円	1株当たり 1円	(注)1	2014年7月19日から 2044年7月18日まで
第8回新株予約権 (2015年7月9日)	178個	普通株式 17,800株	1個当たり 100円	1株当たり 1円	(注)1	2015年7月22日から 2045年7月21日まで
第9回新株予約権 (2016年7月7日)	170個	普通株式 17,000株	1個当たり 100円	1株当たり 1円	(注)1	2016年7月21日から 2046年7月20日まで
第10回新株予約権 (2017年7月7日)	200個	普通株式 20,000株	1個当たり 100円	1株当たり 1円	(注)1	2017年7月22日から 2047年7月21日まで

(注) 1. 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、取締役（監査等委員を除く）は取締役（監査等委員を除く）、取締役（監査等委員）は取締役（監査等委員）の、それぞれの地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使できることとします。

2. 新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は、100株であります。

② 当事業年度末日において当社役員が保有する職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

名称	取締役 (監査等委員を除く)		取締役 (監査等委員)	
	新株予約権の数及び目的となる株式の数	保有者数	新株予約権の数及び目的となる株式の数	保有者数
第1回新株予約権	31個 (3,100株)	1名	-	-
第2回新株予約権	51個 (5,100株)	1名	-	-
第3回新株予約権	69個 (6,900株)	2名	-	-
第4回新株予約権	88個 (8,800株)	2名	-	-
第5回新株予約権	135個 (13,500株)	2名	-	-
第6回新株予約権	138個 (13,800株)	2名	-	-
第7回新株予約権	109個 (10,900株)	2名	-	-
第8回新株予約権	139個 (13,900株)	3名	39個 (3,900株)	3名
第9回新株予約権	125個 (12,500株)	3名	45個 (4,500株)	4名
第10回新株予約権	157個 (15,700株)	4名	43個 (4,300株)	4名

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決議の内容の概要

会社法第362条第5項に基づき、取締役会において、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当社の業務並びに当社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制（内部統制システム）の整備基本方針を定めました。

本内部統制システムは、確実に実施するとともに、本システム及びそれに関する社内規程等は必要に応じた見直しを行い、効率的で適法な企業体制の維持・改善を図るものとします。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

①-1 当社は、「金銭の赤字は出しても信用の赤字は出さず」の社是のもと、法令遵守、公平・公正、社会倫理に反する行為の禁止、風紀・秩序の維持、差別の禁止、違反についての是正措置などの基本姿勢を定め、取締役及び使用人はその内容を遵守すべく、周知徹底を図るものとします。

①-2 職場での企業倫理等に関する相談窓口及び「コンプライアンス委員会」を当社に設置し、当委員会は、(ア)当社及び子会社から成る当社グループの遵法体制・倫理体制の構築と、これらの状況把握、(イ)企業倫理に関する内部監査の結果について各執行部門へ指導・助言、(ウ)企業倫理に関する教育計画、教育活動についての指導・助言、(エ)社内通報に関する対応について相談窓口へ指導・助言を任務とします。

①-3 当社は、取締役及び使用人に対し、担当部門からコンプライアンス及び法令等に関する定期的な情報の提供を行い、またコンプライアンスに関する教育・啓発活動を必要に応じて行います。

② 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、株主総会に関する文書、取締役会、その他重要な会議に関する文書、稟議書、契約書、その他取締役の職務の執行に係る情報が記載された文書（電磁的記録を含む）について、社内規程に従った保存、管理を行います。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、経営リスク、事故・自然災害リスク、政治・経済・社会リスクを適切に管理するため、平常時における全社的なリスクマネジメント推進及び緊急時におけるリスク対策につき社内規程を定め、体制を整備します。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制

④-1 当社は、執行役員制度を採用し、業務の執行と監督の分離を図ります（2006年6月29日付で執行役員制度導入）。取締役会は、経営の意思決定と取締役及び執行役員の業務執行状況の監督を行います。

④-2 当社は、取締役及び使用人の各職位に関する職務内容及び責任権限並びに各組織単位の業務分掌を社内規程に定め、効率経営を行うとともに、それに従った職務責任体制で業務が行われているか定期的に内部監査を行います。

⑤ 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

⑤-1 当社は、当社及び子会社から成る当社グループが相互に協力し、ともに企業価値の向上を図るために管理体制を整備し、子会社に対する支援及び経営指導・監督、管理を行います。

⑤-2 当社は、当社及び子会社から成る当社グループ全体の業務の適正性を確保するため、各子会社に事業内容、規模等を考慮した内部統制システム構築の基本方針に沿った内部統制システムを整備させ、当社の担当部門はその状況を確認します。

⑥ 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びに当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性及び監査等委員会の指示の実効性確保に関する事項

⑥-1 当社は、監査等委員会の職務を補助すべき使用人を置くことの必要性が生じた場合、若しくは監査等委員会から求めがあった場合には、監査等委員会と協議のうえ合理的な配置を行います。

⑥-2 上記使用人を置くに至った場合、当該使用人に対する指揮命令権は監査等委員会に帰属するものとし、評価、賃金、異動等の人事事項は事前に監査等委員会の同意を得た上で決定します。当該使用人への必要な調査権限の付与等を行い、当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性を確保するとともに監査等委員会の指示の実効性を確保します。

⑦ 取締役（監査等委員である取締役を除く）及び使用人が監査等委員会に報告するための体制その他監査等委員会への報告に関する体制並びにその他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

⑦-1 当社は、取締役（監査等委員である取締役を除く）及び使用人が職務執行の状況について監査等委員会に定期的に報告を行い、また、当社及び子会社から成る当社グループの重要事項については、子会社から報告を受けた取締役（監査等委員である取締役を除く）及び使用人、若しくは子会社の取締役及び使用人から、都度、当社監査等委員会に報告を行う体制を整備します。

⑦-2 前項に関わらず、監査等委員会は当社及び子会社の取締役及び使用人に対し、必要に応じて随時報告を求められることができるものとします。

⑦-3 内部監査部門及び管理部門がその業務の補助を行う体制を整えます。

⑦-4 第1項及び第2項による報告をした者は、不利な取り扱いを受けないことを社内規程に定め、適正に運用します。

⑦-5 監査等委員である取締役は、その職務の執行について生じる費用を当社に対して請求できるものとします。

⑧ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

⑧-1 当社は、反社会的勢力には断固とした姿勢で臨み、不当な要求を受けた場合には毅然とした態度で対応します。

⑧-2 当社は、平素より関係行政機関、弁護士等からの情報収集に努め、事案の発生時には速やかに対処できる体制を構築します。

（2）業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、2015年6月26日付で監査等委員会設置会社へ移行し、監査等委員である取締役（社外取締役を含む）に取締役会における議決権を付与することで、取締役会の監督機能をより一層強化し、コーポレート・ガバナンス体制の更なる充実を図っております。業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりです。

① コンプライアンス

①-1 当社グループの倫理規範や行動基準については、研修や社内掲示のほか、日常の職場指導において活用し、周知徹底を図っております。また、コンプライアンスに関する理解や遵守すべき法令等についても、研修等を通じて教育を行っております。

①-2 内部通報制度を整備し、全ての役職員の職務執行における不正行為又は法令若しくは定款、社内規程に違反する重大な事実、その他コンプライアンス上疑義のある事実について、通常の職制ルートを経さず、直接コンプライアンス委員会、内部監査室、監査等委員会又は外部弁護士事務所に報告できる体制を敷いて運用しております。

② リスク管理

②-1 事業継続計画（BCP）等に係る各種の社内規程を整備するとともに、防災訓練の実施などBCPが有効に機能するよう必要な対応を行っております。

②-2 製品・サービスの品質に関する諸問題について、年2回開催の品質委員会において、再発防止、予防処置、製品の改善等を審議し、当社の品質マネジメントシステムが有効に機能しているか確認しております。また、環境マネジメントシステムを導入し、環境関連の法令違反防止や消費エネルギー削減及び高効率ポンプ等の環境貢献製品の開発・提供によるCO₂削減に取り組んでおり、環境マネジメントシステムの妥当性・適合性及び有効性を審議するため環境委員会を年2回開催しております。

②-3 サイバー攻撃への備えなど情報セキュリティの強化に向け、研修や社内連絡を通じてルールの再確認と周知徹底を図っております。

③ 効率的な職務執行体制

③-1 執行役員制度の導入により、経営における監督機能を担う取締役と業務執行を担う執行役員の責任と役割を明確にするとともに、経営監督機関としての取締役会と、経営の執行に係る最高協議機関としての執行役員会をそれぞれ設置し、取締役会は原則として毎月1回、執行役員会は原則として毎週1回開催しております。

③-2 全ての役職員は組織業務分掌規程等の社内規程に則った業務運営を行うとともに、内部監査室による業務監査や財務報告に係る内部統制の有効性に係る監査を行っております。

④ グループ内部統制

当社グループ各社から営業成績、財務状況その他重要な情報の報告を適宜受けるとともに、管掌する執行役員を明確にして子会社に対する支援及び経営指導・監督、管理を行っております。さらに、海外子会社については、海外企画室を設け、社内関連部門と連携して管理上必要な統制、調整及び指導を行っているほか、TGT（トリシマ・グローバル・チーム）ミーティングを開催し、各社の経営戦略に基づく経営計画や経営成績の進捗状況等について審議しております。

⑤ 監査等委員会

監査等委員会は、取締役、会計監査人及び内部監査室との会合等を通じ、当社グループの重要な事項についての報告を受け、情報交換を行っております。また、必要に応じて随時、当社グループの取締役及び使用人との情報交換や報告等を求めています。

連結株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当連結会計年度期首残高	1,592	7,621	24,793	△1,736	32,271
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△680		△680
親会社株主に帰属する当期純利益			543		543
自己株式の取得				△382	△382
自己株式の処分		13		123	136
自己株式の消却		△262		262	-
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					-
当連結会計年度中の変動額合計	-	△249	△137	3	△382
当連結会計年度末残高	1,592	7,372	24,656	△1,733	31,888

	その他の包括利益累計額					新株 予約権	非支配 株主持分	純資 産計 合
	その他有 価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換 算調整 勘定	退職給 付に係 る調整 累計額	その他の 包括利益 累計額合 計			
当連結会計年度期首残高	1,638	△59	420	381	2,380	121	174	34,947
連結会計年度中の変動額								
剰余金の配当								△680
親会社株主に帰属する当期純利益								543
自己株式の取得								△382
自己株式の処分								136
自己株式の消却								—
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	△816	16	△109	△218	△1,126	—	32	△1,094
当連結会計年度中の変動額合計	△816	16	△109	△218	△1,126	—	32	△1,477
当連結会計年度末残高	822	△42	310	163	1,253	121	207	33,470

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表（2019年4月1日から2020年3月31日まで）

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結子会社の数 22社 株式会社九州トリシマ、西島ポンプ香港有限公司
西島エンジニアリング株式会社
TORISHIMA EUROPE LTD.
株式会社クリーンエネルギー五色、西島ポンプ（天津）有限公司
TORISHIMA SERVICE SOLUTIONS FZCO.
TORISHIMA SERVICE SOLUTIONS EUROPE LTD.
PT. TORISHIMA GUNA INDONESIA, PT. GETEKA FOUNINDO
PT. TORISHIMA GUNA ENGINEERING
TORISHIMA EUROPE PROJECTS LTD.
TORISHIMA PUMPS (INDIA) PRIVATE LTD.
TORISHIMA SERVICE SOLUTIONS ASIA PRIVATE. LTD.
TORISHIMA (USA) CORPORATION, TORISHIMA AUSTRARIA PTY LTD.
TORISHIMA SERVICE SOLUTIONS THAILAND LTD.
TORISHIMA SERVICE SOLUTIONS (SAUDI ARABIA) LTD.
TORISHIMA SERVICE SOLUTIONS FORMOSA LTD.
TORISHIMA SERVICE SOLUTIONS MALAYSIA LTD.
TORISHIMA SERVICE SOLUTIONS OF MICHIGAN, LLC.
THK ENGINEERING SOLUTIONS LTD.

- (2) 非連結子会社の数 4社 ICI CALDAIE LTD.
その他3社

上記4社合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

- (1) 持分法適用の関連会社の数 4社 協和機工株式会社
SMITECH ENGINEERING PTE LTD.
イオスエンジニアリング アンド サービス株式会社
株式会社肥前風力エネルギー開発

- (2) 持分法を適用しない非連結子会社の数 4社 ICI CALDAIE LTD.
その他3社

上記4社については、当期純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法によっております。（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

なお、投資事業有限責任組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

- ② デリバティブ
時価法によっております。
- ③ たな卸資産
評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。
商品及び製品、原材料及び貯蔵品
移動平均法による原価法によっております。
仕掛品
個別法による原価法によっております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産（リース資産を除く）
1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法、その他の有形固定資産については定率法によっております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
「建物及び構築物」 10～50年
「機械装置及び運搬具」 4～17年
「工具、器具及び備品」 2～20年
- ② 無形固定資産（リース資産を除く）
定額法によっております。
なお、自社利用ソフトウェアについては、社内による利用可能期間（5年～7年）に基づいております。
- ③ リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に債権の実情を考慮して計上しております。
- ② 賞与引当金
従業員に対する賞与の支払いに備えるため、支給見込額基準により計上しております。
- ③ 製品保証引当金
プラント工事等における今後の無償保証工事費用の発生に備えるため、過去の実績に基づいて計上しております。
- ④ 工事損失引当金
受注工事の損失に備えるため、当連結会計年度末における手持受注工事のうち、発生する工事原価の見積額が、受注額を超過すると見込まれるものについて計上しております。
- ⑤ 役員退職慰労引当金
一部の連結子会社における役員退職慰労金の支給に備えるため、役員退職慰労金規程（内規）に基づく期末要支給見込額を計上しております。

(4) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

退職給付に係る会計処理の方法

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日連結会計年度から費用処理することとしております。

未認識数理計算上の差異については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事

工事進行基準（工事の進捗率の見積もりは原価比例法）

その他の工事

工事完成基準

(6) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債、並びに収益及び費用は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めております。

(7) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。また、為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を充たしている場合には振当処理を、金利スワップについて特例処理の要件を充たしている場合には、特例処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

a（ヘッジ手段）……………為替予約

（ヘッジ対象）……………外貨建金銭債権債務及び外貨建予定取引

b（ヘッジ手段）……………金利スワップ

（ヘッジ対象）……………借入金

③ ヘッジ方針

デリバティブ取引に関する権限規程及び取引限度額等を定めた内部規程に基づき、ヘッジ対象に係る為替相場変動リスク及び金利変動リスクを一定の範囲内でヘッジしております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

主として、ヘッジ手段とヘッジ対象について、キャッシュ・フローの変動の累計を比較する方法による評価を行っておりますが、契約の内容等によりヘッジに高い有効性が明らかに認められる場合については有効性の評価を省略しております。特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

(8) のれんの償却方法及び償却年数

のれんの償却については、その効果が発現すると見積もられる期間（計上後20年以内）で均等償却しております。ただし、金額の僅少な場合は、発生時に一括償却しております。

(9) 消費税等の会計処理

税抜方式による処理をしております。

会計方針の変更

(I F R S 第16号 (リース) の適用)

国際財務報告基準 (I F R S) を適用している在外連結子会社において、当連結会計年度の期首から I F R S 第16号 (リース) を適用しております。 I F R S 第16号の適用にあたっては、経過措置として認められている、本基準の適用による累積的影響を適用開始日に認識する方法を採用しております。

これに伴い、過去に I A S 第17号を適用してオペレーティング・リースに分類した借手としてのリースについては、適用開始日に使用権資産及びリース債務を認識するとともに、投資その他の資産のその他に含めていた一部の資産については使用権資産への振替を行っております。

その結果、当該会計基準の適用に伴い、当連結会計年度の連結貸借対照表において固定資産の有形固定資産が503百万円、流動負債のその他が100百万円、固定負債のその他が166百万円それぞれ増加し、無形固定資産が166百万円減少しております。

なお、当連結会計年度の損益に及ぼす影響は軽微であります。

追加情報

(株式給付信託 (E S O P) における会計処理方法)

当社は、2016年11月10日開催の取締役会決議に基づき、従業員インセンティブプラン「株式給付信託 (E S O P) 」 (以下本制度といたします。) を導入しております。

(1) 取引の概要

E S O P 信託とは、米国の E S O P (Employee Stock Ownership Plan) を参考に、わが国の法令に準拠するように設計した従業員の株式保有を促進するスキームであり従業員持株会と信託を組み合わせることで、信託ファンドは持株会が将来にわたって購入する株式を一括して確保することができ、併せて従業員の福利厚生制度の拡充、従業員のモチベーションアップなどの目的を実現することも可能な制度であります。

当社が西島製作所従業員持株会 (以下「当社持株会」といいます。) に加入する従業員のうち一定の要件を充足する者を受益者とする信託を設定し、当該信託は信託期間中に当社持株会が取得すると見込まれる数の当社株式を、予め定める取得期間内に取得します。その後、当該信託は当社株式を毎月一定日に当社持株会に売却します。信託終了時に、株価の上昇により信託収益がある場合には、期間中に取得した株式数に応じて受益者たる従業員に金銭が分配されます。株価の下落により譲渡損失が生じ信託財産に係る債務が残る場合には、責任財産限定特約付金銭消費貸借契約の保証条項に基づき、当社が銀行に対して一括に弁済するため、従業員への追加負担はありません。なお、2020年3月末をもって、設定枠の株式取得は終了しました。

(2) 信託に残存する自社の株式

信託に関する会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」 (実務対応報告第30号 平成27年3月26日) に基づき、総額法を適用しております。

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額により純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、当連結会計年度一百万円、0株であります。

(3) 総額法の適用により計上された借入金の帳簿価格

当連結会計年度一百万円。

連結貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

有形固定資産	253百万円
計	253百万円

(2) 担保に係る債務

短期借入金	473百万円
長期借入金	一百万円
計	473百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 18,998百万円

3. たな卸資産及び工事損失引当金の表示

損失が見込まれる工事契約に係るたな卸資産と工事損失引当金は、相殺せずに両建てで表示しております。損失の発生が見込まれる工事契約に係るたな卸資産のうち、工事損失引当金に対応する額は549百万円（うち、商品及び製品0百万円、仕掛品548百万円）であります。

4. 財務制限条項

当連結会計年度末の借入金のうち、シンジケートローン及びタームローンによる金銭消費貸借契約3,000百万円については、財務制限条項が付されております。

下記の条項に抵触した場合は、借入先の要求に基づき、期限の利益を失い、借入元本及び利息を支払う可能性があります。

- (1) 各年度の決算期の末日における連結貸借対照表における純資産の部の金額を、当該決算期の直前の決算期の末日、又はローン締結日の属する決算期の直前の決算期における連結貸借対照表における純資産の部の金額のいずれか大きい方の75%の金額を維持すること。
- (2) 各年度の決算期に係る連結損益計算書上の経常損益を2期連続して損失としないこと。

当連結会計年度末の借入金のうち283百万円には借入先との相対による金銭消費貸借契約を締結しており、財務制限条項が付されております。

下記の条項に抵触した場合は、借入先の要求に基づき、期限の利益を失い、借入元本及び利息を支払う可能性があります。

- (1) 各年度の決算期の末日における連結貸借対照表における純資産の部の金額を前年同期比75%の金額を維持すること。
- (2) 各年度の決算期に係る連結損益計算書上の経常損益を2期連続して損失としないこと。

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	当連結会計年度末
普通株式	29,889,079株	29,512,179株

(注) 2019年5月14日開催の取締役会決議に基づき、2019年5月27日から2019年9月30日にかけて、自己株式376,900株を取得し、2019年9月30日付で、この期間に取得した全株式の消却を実施いたしました。

2. 新株予約権に関する事項

当連結会計年度末の新株予約権の目的となる株式の種類及び数
普通株式

116,900株

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2019年5月14日 取締役会	普通株式	437百万円	16円	2019年3月31日	2019年6月5日
2019年11月13日 取締役会	普通株式	243百万円	9円	2019年9月30日	2019年12月3日

(注) 「株式給付信託（ESOP）」制度の信託財産として株式給付信託が保有する自社の株式に対する配当金が、2019年5月14日取締役会の配当金の総額には、1百万円、2019年11月13日取締役会の配当金の総額には0百万円含まれております。

2019年5月14日取締役会の1株当たり配当額には、創業100周年記念配当7円が含まれております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2020年5月26日 取締役会	普通株式	利益剰余金	243百万円	9円	2020年3月31日	2020年6月10日

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、適切な与信管理のもとにリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

借入金の使途は運転資金（主として短期）及び設備投資資金（長期）であり、一部の長期借入金の金利変動リスクに対して金利スワップ取引を実施して支払利息の固定化を実施しております。なお、デリバティブは内部規程に従い、実需の範囲で行うこととしております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2020年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

区 分	連結貸借対照表計上額 (※1)	時 価 (※1)	差 額
(1) 現金及び預金	16,277百万円	16,277百万円	－百万円
(2) 受取手形及び売掛金	25,727	25,539	△187
(3) 投資有価証券	5,270	5,270	－
(4) 支払手形及び買掛金	(11,863)	(11,863)	－
(5) 短期借入金	(3,452)	(3,452)	－
(6) 長期借入金	(14,116)	(14,280)	164
(7) デリバティブ取引(※2)			
① ヘッジ会計が適用されていないもの	1	1	－
② ヘッジ会計が適用されているもの	(85)	(85)	－

(※1) 負債に計上されているものについては、()で示しております。

(※2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 受取手形及び売掛金

これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債権ごとに債権額を満期までの期間及び信用リスクを加味した利率により割り引いた現在価値によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

(4) 支払手形及び買掛金、並びに(5) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(6) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。変動金利による長期借入金のうち金利スワップの特例処理の対象とされているものについては(下記(7)参照)、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いて算定する方法によっております。

(7) デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。(上記(6)参照)

(注2) 非上場株式(連結貸借対照表計上額2,641百万円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

投資事業有限責任組合への出資(連結貸借対照表計上額3百万円)は、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められているもので構成されているため、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額	1,226円56銭
1 株当たり当期純利益	20円07銭

(注) 1 株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数及び1 株当たり当期純利益の算定上の基礎となる普通株式の期中平均株式数については、「株式給付信託（E S O P）」制度の信託財産として、株式給付信託が保有する当社株式を控除対象の自己株式に含めて算定しております。

1 株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は0株であり、1 株当たり当期純利益の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は46,638株であります。

株 主 資 本 等 変 動 計 算 書

(2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計
当期首残高	1,592	4,610	3,248	7,859
当事業年度中の変動額				
剰余金の配当				—
当期純利益				—
自己株式の取得				—
自己株式の処分			13	13
自己株式の消却			△262	△262
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）				—
当事業年度中の変動額合計	—	—	△249	△249
当期末残高	1,592	4,610	2,999	7,609

	株 主 資 本					
	利 益 剰 余 金					
	利益準備金	その他利益剰余金				利益剰余金 合 計
固定資産 圧縮積立金		配当平均 積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	398	397	1,400	11,470	4,634	18,299
当事業年度中の変動額						
剰余金の配当					△680	△680
当期純利益					15	15
自己株式の取得						—
自己株式の処分						—
自己株式の消却						—
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）						—
当事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	△665	△665
当期末残高	398	397	1,400	11,470	3,968	17,633

	株 主 資 本		評価・換算差額等			新 予 約 株 権	純 資 産 計
	自己株式	株 主 資 本 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		
当期首残高	△1,736	26,014	1,637	△59	1,577	121	27,713
当事業年度中の変動額							
剰余金の配当		△680			—		△680
当期純利益		15			—		15
自己株式の取得	△382	△382			—		△382
自己株式の処分	123	136			—		136
自己株式の消却	262	—			—		—
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）		—	△815	16	△798	—	△798
当事業年度中の変動額合計	3	△911	△815	16	△798	—	△1,710
当期末残高	△1,733	25,103	821	△42	779	121	26,003

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表（2019年4月1日から2020年3月31日まで）

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

① 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法によっております。

② その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法によっております。（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

なお、投資事業有限責任組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

(2) デリバティブ

時価法によっております。

(3) たな卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

① 商品及び製品、原材料及び貯蔵品

移動平均法による原価法によっております。

② 仕掛品

個別法による原価法によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法、その他の有形固定資産については定率法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

「建物」及び「構築物」 10～50年

「機械及び装置」及び「車両運搬具」 4～17年

「工具、器具及び備品」 2～20年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、自社利用ソフトウェアについては、社内による利用可能期間（5年～7年）に基づいております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に債権の実情を考慮して計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支払いに備えるため、支給見込額基準により計上しております。

(3) 製品保証引当金

プラント工事等における今後の無償保証工事費用の発生に備えるため、過去の実績に基づいて計上しております。

(4) 工事損失引当金

受注工事の損失に備えるため、当事業年度末における手持受注工事のうち、発生する工事原価の見積額が、受注額を超過すると見込まれるものについて計上しております。

(5) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

4. 重要な収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事

工事進行基準（工事の進捗率の見積もりは原価比例法）

その他の工事

工事完成基準

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

6. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。また、為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を充たしている場合には振当処理を、金利スワップについて特例処理の要件を充たしている場合には、特例処理を採用しております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

a (ヘッジ手段) ……………為替予約

(ヘッジ対象) ……………外貨建金銭債権債務及び外貨建予定取引

b (ヘッジ手段) ……………金利スワップ

(ヘッジ対象) ……………借入金

(3) ヘッジ方針

デリバティブ取引に関する権限規程及び取引限度額等を定めた内部規程に基づき、ヘッジ対象に係る為替相場変動リスク及び金利変動リスクを一定の範囲内でヘッジしております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

主として、ヘッジ手段とヘッジ対象について、キャッシュ・フローの変動の累計を比較する方法によっておりますが、契約の内容等によりヘッジに高い有効性が明らかに認められる場合については有効性の評価を省略しております。ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

7. 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

追加情報

(株式給付信託 (E S O P) における会計処理方法)

連結注記表「追加情報」(株式給付信託 (E S O P) における会計処理方法) に記載しているため、注記を省略しております。

貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 15,734百万円

2. たな卸資産及び工事損失引当金の表示
損失が見込まれる工事契約に係るたな卸資産と工事損失引当金は、相殺せずに両建てで表示しております。
損失の発生が見込まれる工事契約に係るたな卸資産のうち、工事損失引当金に対応する額は549百万円(うち、商品及び製品0百万円、仕掛品548百万円)であります。

3. 関係会社に対する金銭債権・金銭債務
短期金銭債権 1,820百万円
長期金銭債権 1,084百万円
短期金銭債務 569百万円

4. 取締役に対する金銭債権・金銭債務
金銭債務 40百万円

5. 財務制限条項
当事業年度末の借入金のうち、シンジケートローン及びタームローンによる金銭消費貸借契約3,000百万円については、財務制限条項が付されております。
下記の条項に抵触した場合は、借入先の要求に基づき、期限の利益を失い、借入元本及び利息を支払う可能性があります。
(1) 各年度の決算期の末日における連結貸借対照表における純資産の部の金額を、当該決算期の直前の決算期の末日、またはローン締結日の属する決算期の直前の決算期における連結貸借対照表における純資産の部の金額のいずれか大きい方の75%の金額を維持すること。
(2) 各年度の決算期に係る連結損益計算書上の経常損益を2期連続して損失としないこと。

当事業年度末の借入金のうち283百万円には借入先との相対による金銭消費貸借契約を締結しており、財務制限条項が付されております。
下記の条項に抵触した場合は、借入先の要求に基づき、期限の利益を失い、借入元本及び利息を支払う可能性があります。
(1) 各年度の決算期の末日における連結貸借対照表における純資産の部の金額を前年同期比75%の金額を維持すること。
(2) 各年度の決算期に係る連結損益計算書上の経常損益を2期連続して損失としないこと。

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高	1,942百万円
仕入高	3,386百万円
その他	452百万円
営業取引以外の取引高	370百万円

株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株 式 の 種 類	当 期 末 の 株 式 数
普 通 株 式	2,491,912株

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

投資有価証券評価損	72百万円
関係会社株式評価損	651百万円
貸倒引当金	874百万円
賞与引当金	237百万円
製品保証引当金	175百万円
工事損失引当金	248百万円
退職給付引当金	100百万円
繰延ヘッジ損益	19百万円
その他	442百万円
繰延税金資産小計	2,823百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△2,410百万円
評価性引当額小計	△2,410百万円
繰延税金資産合計	412百万円

(繰延税金負債)

その他有価証券評価差額金	△351百万円
固定資産圧縮積立金	△175百万円
繰延税金負債合計	△526百万円

繰延税金資産（負債）の純額	△113百万円
---------------	---------

関連当事者との取引に関する注記

1. 子会社及び関連会社等
該当事項はありません。
2. 役員等
該当事項はありません。

1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額	957円89銭
1 株当たり当期純利益	0円57銭

(注) 1 株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数及び1 株当たり当期純利益の算定上の基礎となる普通株式の期中平均株式数については、「株式給付信託（E S O P）」制度の信託財産として、株式給付信託が保有する当社株式を控除対象の自己株式に含めて算定しております。

1 株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は0株であり、1 株当たり当期純利益の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は46,638株であります。

連結配当規制適用会社に関する注記

当社は、連結配当規制適用会社であります。